

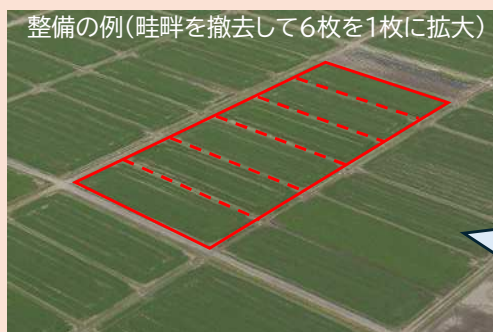
農地の区画拡大に取り組みませんか

大区画化等加速化支援事業

農業者が自ら行う

畦畔除去などの簡易整備を定額で支援します！

- 農地が狭くて作業効率が悪い
- 畔が多くて除草が大変！



区画拡大によって作業効率がアップ！！

※1ha以上に大区画化すれば
助成単価がアップします

☆ 工事業者への外部委託も可能です

ハード事業

主な事業種類	助成単価 ※【 】内は全部を自力施工する場合		
	1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合
農用地の区画拡大			
隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなしの場合	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
畦畔除去のみの場合	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】
暗渠排水			
トレンチ工法、表土扱いなしの場合	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】
その他、湧水処理、客土、施設の更新整備など様々なメニューがあります。			

※ 集約とは、同一の担い手の経営農地が1ha以上の団地になっているもの

※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるもの

※ 田面差が大きく、いったん表土を剥いで基盤整地から行う場合は「表土扱いあり」となります

詳細は農林水産省ホームページ(農地の整備)をご覧ください

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/>

ソフト事業

・権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動や先進的省力化技術導入に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

※ ソフト事業はハード事業とあわせて実施する必要があります。

実施要件

- ・ 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域であること
- ・ 農地の区画拡大を実施すること

※ 区画拡大をせず、暗渠排水等を単独で実施することはできません。地区内の一部でいいので区画拡大を実施する必要があります。

注意事項

- ・ 事業実施に係る書類(計画書、実績報告書、農地の位置図や面積調書等)は 事業実施主体で作成していただきます。
- ・ 農地所有者および施設管理者の同意を得た上で申請してください。
- ・ 各種書類の提出窓口は実施地区が所在する市町の担当課です。
- ・ 工事の実施後、施工状況がわかる写真(施工前・施工中・施工後)や、工事に要したすべての費用を整理した資料(領収書・契約書、自力施工した場合の作業日報等を添付)等を提出していただく必要があります。
- ・ 助成単価で計算した助成額と実際にかかった所要額を比較し、安価な方が交付されます。
- ・ 工事完了後8年以内に農地転用した場合、補助金返還の対象となる場合があります。

お問合せ先

まずは協議会または最寄りの市町にご相談ください。
書類の作成等については協議会がサポートします。

【滋賀県大区画化等推進協議会】

事務局 ○ 滋賀県土地改良事業団体連合会(水土里ネット滋賀)

TEL 0748-42-7101 FAX 0748-42-5574

○ 滋賀県農政水産部耕地課

TEL 077-528-3946 FAX 077-528-4888

協議会ホームページはこちら

<https://www.midorinet-shiga.com/daikukaku/daikukaku.html>